

二見地区かわまちづくり協議会規約

(目的)

第1条 かわとまちが一体となった魅力的な水辺空間を形成し、新たな人の流れと賑わいを創出するため、二見地区かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 二見地区沿川の賑わい創出に関すること。
- (2) 二見地区かわまちづくりの計画策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会組織は、別表1のとおりとする。

- 2 委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し決定する。なお、退会の申し出がある場合も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から令和7年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、任期を延長することができる。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、市長が務める。

- 2 議長は、協議会を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の規定に関わらず、議長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員のほかにアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。
- 5 議長は、必要に応じ、アドバイザー及びオブザーバーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員、アドバイザー及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実行委員会)

第7条 協議会には、具体的な取り組みを検討するため、実行委員会を設置する。

2 実行委員会組織は、別表2のとおりとする。

(報償費等)

第8条 市は、協議会の委員及び実行委員会の委員に対し、報償費及び費用弁償として旅費を支給することができる。

2 協議会の委員及び実行委員会の委員以外の者が、協議会又は実行委員会に出席した場合は、報償費及び費用弁償として旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、五條市都市整備部まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

■二見地区かわまちづくり協議会 委員

別表1

区分		所属
委員	行政関係	五條市 市長
		国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 所長
		二見地区自治連合会 会長
	関係団体	五條市漁業協同組合 代表理事 組合長
	民間企業	株式会社二升五合 エバーグリーン 代表取締役
アドバイザー		五條市観光大使 河合洋見氏
		五條市観光大使 桂雀太氏
オブザーバー		奈良県 県土マネジメント部 下水道課 課長
		奈良県 流域下水道センター 所長

■二見地区かわまちづくり協議会実行委員会 委員

別表2

区分	所属
委員	二見地区自治連合会 会長
	二見地区環境保全建設検討委員会 委員長
	一般社団法人 F C U地域活力再生工房 代表
	五條市漁業協同組合 代表理事 組合長
	吉野川活性化プロジェクト 会長
	株式会社二升五合 エバーグリーン 代表取締役
	五條市キッチンカー はなきっちん 代表
	音や 代表
	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 流域治水課 課長
	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 五條出張所長
	五條市 技監
	五條市 都市整備部 部長（担当課：まちづくり推進課）
	五條市 産業環境部 部長（担当課：環境政策課、観光振興課）
	オブザーバー
奈良県 吉野川浄化センター 所長	
奈良県 流域下水道センター 総務課 課長補佐	